

平成 20 年度 NGO 専門調査員
調査報告書

生物多様性ホットスポット保全 プロジェクト形成における 国際協力事業との効果的連携

世界的サンゴ礁地域、漁業生産、食料問題に貢献する
コーラル・トライアングル・イニシアティブ
*The Coral Triangle Initiative (CTI) on
Coral Reefs, Fisheries, and Food Security*

2009 年 3 月 31 日

コンサベーション・インターナショナル ジャパン
NGO 専門調査員

田村 陽子

目 次

1. 受け入れ団体概要	2
2. 調査・研究活動内容	2
2-1 実施期間	2
2-2 目的および背景	2
2-3 調査・研究内容と結果	4
(1) 背景	4
(2) 調査内容	4
コーラル・トライアングル・イニシアティブ...	4
CTIの経緯	4
CTIの背景	4
CTIの目標と今後のプロセス	8
CTIへのドナー各国の支援状況	8
ADB/GEFによる活動計画と日本の関わり	9
日本の国際海洋保全とICRIを通じた活動	12
2-4 分析	14
2-5 提言	16
参考文献	20
付属資料（海外調査実施報告書）	22

1. 受入団体概要

団体名			
コンサベーション・インターナショナル・ジャパン		(肩書き)	代表
		(氏名)	ひび やすし 日比 保史
現住所 〒163 - 1339 東京都 新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー39階			
TEL: (03) - 6911 - 6640		E-MAIL : ci-japan@conservation.org	
FAX: (03) - 6911 - 5599		団体URL : www.conservation.or.jp	
(1)設立年月	1990年 8月	法人格取得年月	未取得
(2)国内事務所のスタッフ数	有給専従	無給専従	ボランティア
	6名	0名	17名
(3)活動対象国	40カ国以上 (マダガスカル、インドネシア、フィリピン、エクアドル、ガーナ等)		
(4)事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生物多様性ホットスポットの開発途上国における生物多様性保全・気候変動対策・貧困削減についての政府 / 民間企業 / 国際機関へのアドボカシー 2 CIの各地現地事務所と行う、企業 CSR 活動と連携した生物多様性保全プロジェクト 3 環境教育、開発と環境、環境と人口問題などの分野における他のNGO等との連携などに関する事業 4 一般への啓発事業 		
(5) 団体の活動目的・使命 地球遺産としての生物多様性の保全および人間社会と自然共存の道を示すことをミッションとし、世界 40 カ国以上で生物多様性保全事業を展開する。科学をベースとした環境保全に貢献する新しいビジネスモデルの提案・実施、保護区の設立、コミュニティ主導型の自然資源管理、マイクロエンタープライズ、エコツーリズム、植林 CDM を含むカーボンオフセット事業などの促進。 CI ジャパンでは、1992 年の経団連自然保護基金の設立サポートを含め企業とのパートナーシップ構築にも積極的に取り組んできた。近年、企業による生物多様性保全への取り組みへのさまざまなアドバイザリーも行っている。			

2. 調査・研究活動内容

2-1 実施期間

2008年5月1日より2009年3月31日

2-2 活動目的及び背景

コンサベーション・インターナショナル(CI)は、地球の自然遺産としての生物多様性の保全および人間社会と自然の共存の道を示す事を目的に世界40カ国以上で生物多様性保全事業を展開している。近年は、気候変動問題の進展に伴う地球規模の環境問題の深刻化により、生物多様性と気候変動、さらには貧困問題などの地球規模問題に包括的に取り組むアプローチを強めている。

2009年CIでは、その活動戦略の核となるミッションに、新たに「人類の健幸(Human well-being)の追求」を追加し、地球の生物多様性の保全が、何よりもまず人間社会の持続性のためにある事を明確にすることを検討中であり、2009年中には、新たなミッションとして発表される予定である。生物多様性保全の取り組みは以前からも、単に生物保護を行う事ではなく、経済、貧困、人権、気候変動など多様な複合的問題に包括的に取り組む事が必要であり、人間活動と自然の調和によってこそ達成されるものであるというのがCIのアプローチであったが、その人間の福祉の部分がより強くミッションに反映されたものである。

このような使命のもとCIでは、プロジェクトを実施するにあたり常に住民および地元コミュニティをプロジェクトの中心に据えており、CIの活動は国際協力事業の目的と通じている。CIの活動優先地域である生物多様性ホットスポットも、経済開発による生態系への圧力からの危機と、地球規模での生物多様性保全からみた重要性と緊急性を反映しており、日本の環境分野に置ける対外援助の対象地と重なることが多い。また、近年、政府、NGO、民間企業の連携の必要性・重要性が叫ばれているが、このマルチセクター間の連携は、効果的で持続的な支援を途上国に行うために、また様々な社会セクターの賛同のもとプロジェクトの持続性を財政面において保つために、特に重要なものとして位置づけられるようになりつつある。

CI ジャパンでは、日本政府や国内企業とフィールドプロジェクトを結びつけ、途上国における生物多様性保全の支援を生み出す取り組みを多く行っているが、現在実施中の事業のみにとどまらずより効果的で必要性の高い活動デマやプロジェクトを広く形成すると同時に、生態系への正負のインパクトの大きい開発援助への有効な提言を行っていく必要も強く感じている。また、企業との連携が先行してきたことから、政府機関との効果的連携をすすめるノウハウおよびキャパシティの強化を目指している。

本専門調査員事業においては、生物多様性ホットスポット保全プロジェクト形成に置ける国際協力事業との効果的連携について、現在の CI ジャパンのもつ機会や可能性、促進する方法について調査・分析し、新しい保全プロジェクトの連携にむけて提言を行う。

2-3 調査・研究内容と結果

(1) 背景

本調査では、CI が協力パートナーとして推進されている多国間の海洋保全協力イニシアティブである「世界的サンゴ礁地域、漁業生産、食料問題に貢献するコーラル・トライアングル・イニシアティブ(The Coral Triangle Initiative on Coral Reefs, Fisheries, and Food Security: 以下 CTI)」について、日本の国際援助との効果的な連携の可能性と、そのあり方、意義などを調査・分析した。CTI は、世界的に重要でありながら危機に瀕している海域の保全を、国際間支援の連携により達成することを目的とし、実際に既に様々な国・国際機関・援助機関・NGO 等との連携が行われているものである。日本の既存の国際協力や国際海洋保全への取り組みとの関連性、他国の CTI への支援状態などを調査し、日本との連携による利点、整合性、可能性について分析した。

CTI と日本の連携の可能性について分析するに当たっては、日本が主導的役割を果たしながら進めている海洋保全プログラムである「国際さんご礁イニチアチブ(ICRI)」についても調査し、CTI との協力・連携の可能性について探った。

CTI の調査に当たっては、CTI 参加推進国 6 カ国による「6カ国間調整会議(CCC4)」が開かれたため、これに出席し、最新の情報を収集した。この情報を反映させつつ効果的な連携について提言する。

(2) 調査・研究内容

コーラル・トライアングル・イニシアティブ (CTI)

コーラル・トライアングル・イニシアティブ (CTI) の経緯

2007 年 8 月、インドネシア共和国(以下、インドネシア)のユドヨノ大統領は、インドネシア、マレーシア、フィリピン共和国(以下、フィリピン)、東ティモール民主共和国(以下、東ティモール)、パプアニューギニア独立国(以下、パプアニューギニア)、ソロモン諸島の 6 カ国の排他的経済水域(EEZ)にまたがる海洋と沿岸の生物資源の宝庫である海域を、政治的枠組みを越えてひとつの海域として連携して保全するための多国間パ

ートナーシップとして「サンゴ礁保全、漁業生産、食料問題に寄与するためのコーラル・トライアングル・イニシアティブ(CTI)」を提唱した。

この提言は、翌月 9 月にシドニーで行われた APEC サミットの気候変動・エネルギー保障・クリーン開発に関する「シドニー宣言」において、日本(安部首相)、アメリカ(ブッシュ大統領)含む 21 カ国首脳により承認され、その後の地域の 2 つのサミット(2007 年 11 月の ASEAN サミットと BIMP-EAGA (ブルネイ・ダルサラーム国、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよび東アセアン成長地域)会議において各国代表に承認され、2007 年 12 月にインドネシア・バリ島で行われた気候変動条約第 13 回締約国会議(COP13)中に、第一回大臣会合が開催され、正式に CTI が発表された。

CI、世界自然保護基金(以下、WWF)、ザ・ネイチャー・コンサーバンシー(以下、TNC)の3大国際環境 NGO は、このインドネシアによる主導的役割を歓迎し、資金協力や様々な技術的支援を行っている。APEC サミット中、米ブッシュ大統領も CTI を歓迎する旨を宣言し、CTI を推進するために \$ 430 万の提供を約束した。また、オーストラリア政府も即座に支援提供の意向を発表した。その後、地球環境ファシリティー(以下、GEF)やアジア開発銀行(以下、ADB)からも支援が発表されたほか、2009 年 5 月の CTI 事業開始において詳細なプログラム内容が発表されればさらに多くのドナーからの支援がよせられることが期待されている。CI、WWF、TNC の各 NGO は、実施計画の段階より参加メンバー各国にそれぞれ必要な技術的支援等を行い、CTI の実施に向けて前進させる重要な役割を果たしている。

CTI が発表されたバリ会合では、今後 10 年間にわたる 6 カ国共同の海域保全の取り組みを定めるため、2009 年の CTI 事業開始に向けて 6 カ国共通の地域活動計画(Regional Plan of Action: RPOA)と、各参加国による具体的活動を示す国家活動計画(National Plan of Action: NPOA)を策定していくことを決定した。この計画策定のために、参加 6 カ国と CI、WWF、TNC のパートナー NGO 団体、また支援国(米国、オーストラリアなど)の代表などは、定期的に会合を開き、以来順調に計画が策定されつつある。この地域と各国による具体的計画は、2009 年 5 月にインドネシア・スラウェシ島マナドで開かれる世界海洋会議で開催される CTI サミットにおいて正式に発表され、CTI の事業が開始される予定である。

CTI の背景

コーラル・トライアングルは、日本の南西諸島周辺を頂点に、インドネシア(中央・東)、東ティモール、フィリピン、マレーシア(ボルネオ島の一部)、PNG とソロモン諸島の全又は一部の EEZ を含む、米国の半分の面積に相当する 570 万 km² を占める三角形の海域である(図 1)。地球上で最も生物多様性の豊かな海域として、海のアマゾンとも呼ばれている(図 2)。この海域のサンゴの種類は 600 種以上に及び、世界で知られているサンゴの種の 75%以上、世界のサンゴ礁の 53%を含む。また、3,000 種以上の魚類、

世界中で最も広い面積のマングローブ林が広がっている。周辺の 12 億人が沿岸資源に直接経済を依存して生活するなど、インドネシア、フィリピン、マレーシア等を含む経済開発が進む周辺国の持続的発展に直結し、世界の漁業生産を支える食糧供給の場、そして減少しつづける海産資源の持続性と回復力の要としても重要な地域である。この沿岸機能が正常に保たれれば、気候変動で増加する災害に対し自然の要害となり、美しい景色やビーチは、世界から観光客を呼ぶ観光業を支える。これらの総合的な生態系サービスを考えると、CTI 海域におけるさんご礁、マングローブ、その他の関連生態系の経済価値は約 US\$23 億 と推定されている。また CTI は熱帯域に分布するマグロの産卵・育成場でもあり、世界一のマグロ産業の基盤を形成するといわれている。

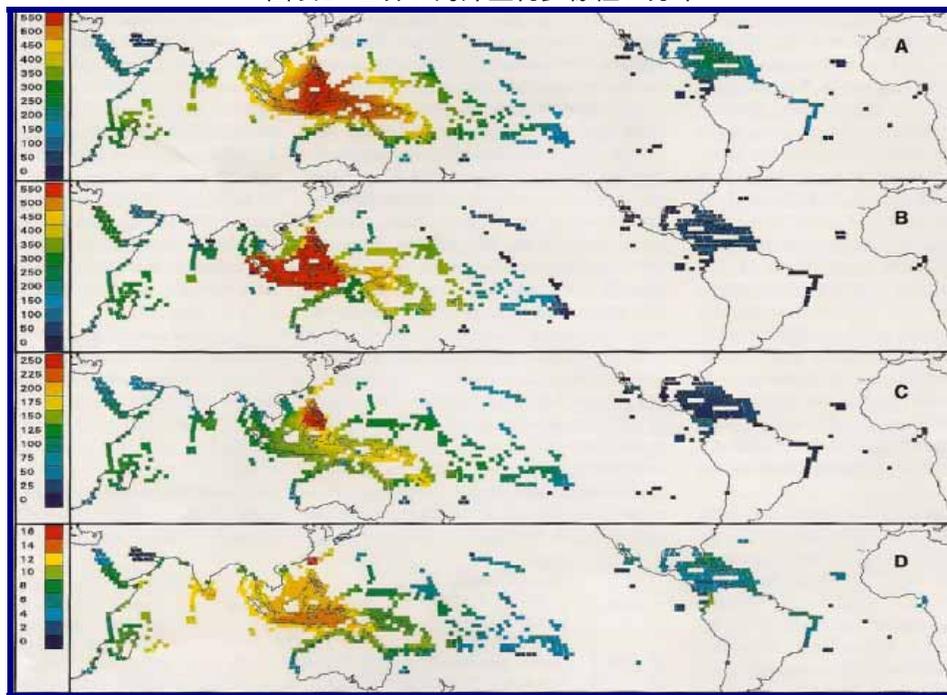
一方、過剰な漁獲、シアン化物やダイナマイトを用いた破壊的な漁法でのサンゴ礁生態系の破壊により、生物資源および生態系サービスの豊かさや多様性は急激に減少しており、海洋汚染や気候変動の影響による海面上昇、海水の温度・酸性度の上昇も懸念されている。

ワールド・ウォッチ研究所が 2007 年にまとめた報告書では、海洋で生息する魚類の約 90% が産卵場所として、沿岸湿地、マングローブ沼地、河川を必要とするが、熱帯・亜熱帯諸国のマングローブ林の半分以上が消失してしまったという(Brown 2008)。また、サンゴの分布は、海洋面積の 0.2% を占めるのみであるが、全海洋生物の 4 分の 1 がサンゴ礁生態系と関連しており、サンゴの減少は他の生態系へ多大な影響を与える。緊急に厳格な対策が講じられなければ、今後 30 年間で、88% のサンゴ礁が死滅する可能性も報告されている(WWF 2007)。このように、サンゴ礁、藻場、マングローブ林、海岸湿地などの稚魚の生息地を保護することは、海洋魚類を今後の世代に残すために欠かすことは出来ないものであり、サンゴ礁生態系の破壊が進めば、サンゴ礁に依存する魚場の崩壊も避けられない。世界的に重要なコーラル・トライアングルの海洋・沿岸資源、生物多様性保護は、その資源と生態系サービスに生活を直接依存する周辺国ばかりでなく、漁業資源や観光、様々な海産物を利用しているわが国にとっても緊急の課題であるといえる。

図表1 コーラル・トライアングル



図表2 世界の海洋生物多様性の分布



出所：Roberts et al, 2002。 図 A は魚類、B はサンゴ、C は貝類、D はロブスターの種の多様性の豊かさを暖色(多い) - 寒色(少ない) で表す

CTI の目標と今後のプロセス

CTI の具体的な内容は、2007 年 12 月にこのイニシアティブが発表されてから、6 カ国が調整会議を重ね RPOA、NPOA の中で定められつつあるが、2008 年 10 月にマニラで開催された調整会議において採択された「マニラ・ドラフト」では、以下の包括的活動目標が発表され、今後、ハイレベルでの政治決議において 6 カ国政府間で合意することが定められた。

CTI の包括的活動目標：

- 優先保護地域における効果的な管理を伴う海景(シースケープ¹)の設置(広範囲に及ぶものを優先して設定)
- 水産資源と他の海洋資源管理に生態系アプローチを完全に適用(特にサンゴ礁に依存する熱帯魚類、マグロなどの高度回遊性魚類)し持続的管理を促進する
- 海洋保護区のネットワークを設立し、地域参加型の資源利用・管理を促進する
- 気候変動への適応策を利害関係者の合意をもとに計画、実行する。
- 絶滅の危機にある種の減少回避、生物多様性の保全

また、CTI の進捗と今後のプロセスは、以下のようになっている。

高級実務者会合(SOM)によりまとめられたロードマップ：

- 2008 年 活動計画(Plan of Action)の準備
- 2008 年 11 月 大臣会合を開催
- 2009 年 3 月 PNG において第 3 回 SOM 開催
- 2009 年 5 月 世界海洋会議(World Ocean Congress, Manado, Indonesia)で CTI リーダーサミットを開催する。6 政府により地域行動計画(RPOA)と国別行動計画(NPOA)を採択予定。

CTI へのドナー各国の支援状況

では、現在の所、CTI へのドナー各国・機関の支援状況はどうなっているのでしょうか。米国国務省は、CTI が、海洋資源の保護および気候変動問題に対応するものであるとして、US\$435 万の提供を宣言し、オーストラリア代表も SOM において新政権首脳と環境大臣に CTI への積極的な支援を約束させるとした。また、GEF は、CTI を GEF 史上

¹シースケープとは、政府、民間組織、そして他の利害関係者が協働し、生物多様性と豊かな海洋生態系による生産力を人間の福祉・健康のために保全し、持続的かつ多目的な利用を目的とした科学的かつ戦略的に指定される大規模海域。多くの場合、国境を越えて複数国の EEZ にまたがる海域。

最も重要なイニシアティブと捉えて出資を約束すると共に、ADB が GEF 資金の実施責任者となることを発表。US\$200 万を 2007 年 中に支出した。さらに、GEF は、2008 年 4 月 30 日に、この地域の沿岸・海洋生態系の保全、気候変動への適応策の策定等の支援に US\$6,00 万の提供を発表した。これは、CTI への co-financing の呼び水となり、この地域のサンゴ礁保全や持続可能な漁業の推進等に貢献すると期待を呼んでいる。因みに、旧国際協力銀行(JBIC)と GEF は 2008 年 5 月、気候変動、生物多様性保全他、地球規模の環境問題への協力強化に関する合意を交わした。これは、協力地域については特定されておらず、CTI への貢献は明確化されていない。

CTI のパートナー NGO の WWF、TNC、CI も、連携のもと行動計画作成の指導的役割を務めること、US\$50 万の資金援助、そして新規ドナーの拡大や持続的財政構造構築にかかる支援を行う事を発表している。また、米国の支援金はその多くが米国開発援助庁(以下、USAID)を通じて、現地にて住民参加での沿岸資源管理、環境教育などに経験の豊富な WWF、TNC、CI の NGO を実施機関としており、3団体の共働の下に計画・実施が行われることになっている。

現在の CTI への各国支援状況

- GEF、ADB
- その他 GEF 実施機関： 世界銀行、UNDP、FAO
- USAID： 計 US\$425 万
- WWF
- TNC
- CI
- 計 US\$ 450 万

また、CTI に関する WWF のパンフレットでは、主要なステークホルダーとなる政府に以下を掲げており、APEC サミットで賛同し、地理的にも近い先進国である日本の名も含まれている。

- オーストラリア
- フランス
- 日本
- ニュージーランド
- 英国
- 米国

ADB/GEF による活動計画と日本の関わり

CTI では、6 カ国における地域目標の大枠が固まりつつあるが、それぞれの実施機関もまた、実施計画の具体化を進めている。USAID 資金によりプロジェクトを実施する3 NGO でも現在、詳細のプログラムや分担を計画中である。GEF 資金の実施機関である ADB では、CTI における具体的なプロジェクト案として、以下のようなサブプロジェクト案を発表している。

CTI 太平洋地域のサブプロジェクト構成案

- 海洋保護 / 管理区域 (Marine Protected/Managed Areas):
- 機構と政策、持続的財源管理、公式・非公式な MPA ネットワークの評価、現存する管理体制のベストプラクティス構築またはギャップの穴埋めとなるパイロット活動
- 海洋生態系と沿岸保全のための海嶺からサンゴ礁までの包括的管理 (Ridge to Reef Management to Protect Coastal and Marine Ecosystems)
- 沿岸・海洋資源に影響を与える陸上などからの汚染源の分析と対処
- 気候変動適応対策
- 水産資源、沿岸・海洋資源、海洋保護区の回復力の増強
- 漁業混獲対策 (FAO)

スケジュール案

- 2009 年 6 月-2013 年 4 月: CTI プログラムとサブプロジェクトの実施
- 2010 年 7-10 月: GEF-5 CTI デザイン
- 2011 年 11 月: GEF-5 CTI 開始目標期日

サブプロジェクト例 1: GEF-Pacific Alliance for Sustainability / GEF CTI

- プロジェクト推進: ADB/GEF CTI 地域技術支援 Regional Technical Assistance (RETA)
- 参加国: フィジー、PNG、ソロモン諸島、東ティモール、バヌアツ共和国 (パラオと FSM も情報交換)
- 財政体制 2008-2012 年:
 - GEF 計 = US\$728 万 (生物多様性 = US\$364 万、国際水域 = US\$273 万、気候変動/適応支援 = US\$91 万)
 - ADB = US\$155 万 (Pacific CTI RETA)
 - 米国 = \$2,000 万 (NGO を実施機関とする)
 - オーストラリア = US\$900 万 (予定)
 - NGO = 最低 US\$600 万 (WWF, TNC, CI)
 - 参加 6 カ国 = 検討中
 - 合計 = 約\$4,000 万 (5 年間)

サブプロジェクト例2：ADB/GEF CTI

- 目的：CTI-RPOA、NPOA への支援(海洋管理区域、陸上由来汚染源の削減、気候変動適応策)
- プロジェクト推進：ADB/GEF CTI Pacific RETA
- 参加国：フィジー、PNG、ソロモン諸島、東ティモール、バヌアツ共和国(パラオ共和国とミクロネシア連邦も情報交換、また GEF/UNEP による別プログラム“ミクロネシアチャレンジ”に参加)
- 財政体制(Co-finance も含む)2008-2012 年(準備フェーズ 08-09 年):
 - ADB 無償 = \$150 万 (準備フェーズ)
 - GEF 計 = \$750 万 (実施フェーズ)
 - 米国、オーストラリア、日本、ニュージーランド、NGO = US\$3500 万
 - 太平洋諸国の他政府 = 検討中
 - 合計= US\$4,000 万(5年間)

太平洋島嶼国フォーラム(PIF)地域にまたがる島嶼国地域においては、PIF が活動内容の決定を行い、持続的な太平洋のための連携パートナーシップ(Pacific Alliance for Sustainability (PAS))がセクター間の調整役となりプロジェクトを実施する。また、持続的水産資源に関連するプロジェクトには、国連開発計画(UNDP)や漁業の混獲対策を行っている国連食糧農業機関(FAO)との連携が行われるなど、多くの国際連携が行われ、CTI の広い海域を対象とする国際支援の特徴となっている。



写真： 第4回 CTI 調整会議の様子(インドネシア・マナドにて)

日本の国際海洋保全と ICRI を通じた活動

「国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) と アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業」

日本では海洋保全の国際的取り組みにどのように関わっているのだろうか。

ワールド・ウォッチ研究所の調査によれば、世界の海洋環境の現状として、世界の熱帯・亜熱帯マングローブ林の約 50%、そしてサンゴ礁の約 80%が減少し、海洋漁業生産の 75%が危機的状態にあると同時に、そのうち大型捕食魚においては 90%が資源崩壊の兆候を示しているという。また、全漁獲量の約 25%の混獲・廃棄によって食料として利用されないまま漁獲され、資源の枯渇へ繋がっていると言われている (Brown 2007)。このような現状に対して国際社会で合意された目標としては、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) と第 8 回生物多様性条約国会議 (CDB/COP8) の場において、「2012 年までに海域の少なくとも 10%を、代表的な生態系を含めた海洋保護区ネットワークに設定する」、また「国際パートナーシップを通じて統合的沿岸管理 (ICM) による包括的管理を行う」ことが掲げられている。

日本は CTI について APEC 会議で賛同して以来、具体的な支援の発表はこれまでのところ行ってないが、上記国際目標の達成に資する国際海洋保全への取り組みを行ってきている。

国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) は、1994 年の第 1 回生物多様性条約締約国会議 (CBD-COP1) において日米豪仏英、ジャマイカ、スウェーデン、フィリピンの 8 ヶ国の政府により開始された、サンゴ礁と関連生態系 (マングローブや海草藻場を含む) の世界的な衰退に歯止めをかけることを目的とした国際協力の枠組みである。現在 44 カ国と 40 の国際機関が参加している。

日本はサンゴ礁を有する数少ない先進国のひとつであり、ICRI の発足当時から積極的に ICRI の活動を推進してきた。ICRI 内の役割分担として、合意された国際目標 (2002 年の WSSD、2006 年の CBD8) の達成に向け、アジア・太平洋については日本が中心的に牽引することになっている。(米国はカリブ海地域、欧州がアフリカ・インド洋)

日本は環境省を中心に活動が継続されており、2005～2007 年は日本とパラオが共同でホスト国を務めた。

2007 年 4 月に日本・パラオ共同ホストのもと東京で開催された ICRI 総会では、「海洋保護区のネットワークに関する勧告」が採択され、WSSD および COP8 で掲げる目標の達成に向けて以下の勧告が参加国に呼びかけられた：

- 2007 年 ICRI 総会(東京)で決議された勧告 -

「有効な保全対象となるサンゴ礁及び関連生態系を含む海洋並びに沿岸域を選定し、地球規模又は地域レベルの地理的情報を含むデータベースを活用し、現在保護されていない重要な海域を特定し、地域を代表する海洋保護区ネットワークを構築する」

この勧告を受け、同年 11 月の第 3 回東アジア・サミットでは、福田総理が「アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業」実施を宣言し、2006 年の生物多様性保全条約 COP8 において決められた国際目標の達成に向けて、2010 年まで 2 年間にわたり地域会合を主催し東アジア・オセアニア地域のサンゴ礁海洋保護区(MPA)ネットワーク戦略を策定する事、また地域 MPA ネットワークのためのデータベース構築を行うことを発表した。また、2008 年 5 月の G8 環境大臣会合においても「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の中で、このサンゴ礁を含む世界的に重要な生態系のネットワーク化を位置づけた。このアジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業の内訳は次のとおりである。

調査費予算 (H20, 21, 22 年度):	(6000 万円)
1. ICRI アジア・オセアニア地域会合の開催:	1000 万円
2. アジア・オセアニアサンゴ礁保護区データベースのバージョンアップ:	4100 万円
3. アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク戦略の作成:	900 万円

このように日本は ICRI を通じ、現時点では戦略立案とデータベース構築等の支援に限られるものの、その海洋の生物多様性保全への貢献とリーダーシップの発揮を明確に宣言している。一方、実質的な既存の海洋環境の危機は、当然ながら保全策の実行が伴わなければ解決することは出来ず、ICRI では先の海洋保護区のネットワークの設定以外にも、以下の勧告を出している：

「自国の海洋保護区ネットワーク、特にサンゴ礁や関連生態系を含むネットワークの拡大や改善について政治的・経済的に取り組んでいる国を支援し、これらの長期的、経済的持続性を確保するという目的で、二国間及び多国間支援を促す」

2-4 分析

CTI は、日本のリード範囲である ICRI のアジア・オセアニア地域海洋生態系保全の対象地域・分野内において、最初に開始され、また世界的にも最重要地域における地域ネットワーク形成のイニシアティブであり、ICRI の勧告に従えば、その主導的役割を担う先進国である日本が二国間援助などで示す役割は大きいと言えるだろう。

海洋生態系の保全は、サンゴ礁保全や漁業資源に資するだけでなく、気候変動対策とのシナジーを発揮することも可能である。2008 年 1 月のダボス会議において、福田元総理が気候変動のための新たな資金メカニズムのクール・アース・パートナーシップが発表された。これは、気候変動の緩和を促進するために、排出削減と経済成長を両立させ、機構の安定化に貢献しようとする途上国を支援するもので、この中の気候変動対策には、海洋 / 沿岸分野も含まれる。CTI の対象国のうち、フィリピン、インドネシア、PNG、ソロモン諸島、東ティモール各国は、既にクールアース・パートナー国に含まれるため、JICA が現地ベースでの支援で気候変動適応策のための支援をパートナー国に行うことも可能となる。

現在 CTI 事務局は、5 月に発表を行う地域・国家活動計画(RPOA・NPOA)のプログラム実施において、世界各国からの支援を募っている。アメリカ、オーストラリアは既に支援を開始し、ドイツも関心を示している。フランスは CTI のすぐ隣の南太平洋の海域において推進される南太平洋サンゴ礁イニシアティブ(Coral Reef Initiative for South Pacific: CRISP)に NGO(WWF、CI)を通じた支援を行う事を発表している²。CIはこの調整役を務めている。地理的關係からも、今後の CTI のローンチに向け、日本の CTI への貢献も期待されている。

以下に、一連の海洋保全に向けての国際的、日本国内の動きと経緯をまとめる：

² CRISP はフランス政府による太平洋諸島海洋保全のイニシアティブで、太平洋諸島の 11 カ国(サモア、フィジー、クック諸島、フレンチポリネシア、キリバス、バヌアツ、ツバル、ニューカレドニア、パラオ、ソロモン諸島、ウォリス・フツナ) 2002 年からの省庁間連携によるプロジェクトの一部として、フランス開発援助庁 (AFD) が資金提供する。これまでフランス地球環境ファシリティ (GEF) がスポンサーしていたが、今回 AFD が \$185,000 の追加無償資金援助を発表した。パートナー団体:は CI, WWF, French GEF, AFD, UNF, など。

- 1992年 国連環境開発会議(地球サミット)「アジェンダ 21 行動計画」でサンゴ礁保護の緊急性が認知される
- 1994年 第1回生物多様性条約締約国会議(CBD-COP1)でICRI発足、日本はアジア・オセアニア地域のリード中心国
- 2002年 持続可能な開発サミット(WSSD)で「代表的海洋保護区ネットワークを2012年までに構築すること」を決議
- 2005-07年 日本政府とパラオが共同でICRIホスト
- 2006年 生物多様性条約(CBD) COP8において「世界の海洋および沿岸域において、少なくとも10%が効果的に保全されるべき」との数値目標決議採択
- 2007年4月 ICRI総会(東京)「海洋保護区のネットワークに関する勧告」採択。日本は東アジア・オセアニア地域のサンゴ礁MPAデータベースを構築していくことを表明。
- 2007年4月 海洋基本法成立³(国内でも海洋保護区の設置等の検討が付記)
- 2007年8月 APECシドニー宣言にてユドヨノ大統領がCTI提唱、日本(安部総理)、米国を含む21カ国により支持された。12月第一回会。
- 2007年11月 第3回東アジアサミットで福田総理がアジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業を宣言
- 2008年1月 ダボス会議
- 2008年4月 GEFはCTIによる沿岸・海洋生態系の保全、気候変動への適応策の策定等の活動支援にUS\$6,300万を提供
- 2008年5月 G8環境大臣会合「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の中で、サンゴ礁を含む世界的に重要な生態系のネットワーク化を位置づけ
- 2008年5月 JBIC(現JICA)とGEFがMOU締結、気候変動、生物多様性保全他、地球規模の環境問題への協力強化に合意
- 2008年11月 ICRI東アジア会合 2010年までにMPAネットワークを構築する戦略作りのローンチ会合(2009、2010年の会合も日本がリード)

³ 2007年4月27日 国連海洋法条約に基づく国内法「海洋基本法」公布。日本では海に関係のある法律として、海岸法、港湾法、自然公園法などいくつかの法律があるが、これまでは縦割り行政で海を総合的に管理する体制はなかった。国連海洋法条約に加盟した各国では、資源、環境安全など海洋の総合管理に向けた取り組みが求められており、オーストラリア、アメリカ、カナダ、そして中国、韓国でも関連法が制定されてきていたが、日本はこ遅れを取っていた。2007年4月の新しい海洋基本法の制定ではこれに基づいて海洋基本計画が策定されたが、内容的には海洋資源をどう確保するかに力点が於かれており、国連海洋法条約で示されている環境保全にはあまり注力されていないことが指摘されている。第18条(海洋環境の保全等)と第25条(沿岸域の総合的管理)の2箇所において沿岸域管理や沿岸環境保全に言及している。またNGOなどの働きかけによって、付帯事項にて「海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な具体的な措置について検討すること」が付記された。

図表3 海外、国内、CTIの動き(まとめ)

名称	日本の参加	日本の対応 省庁	目標	日本の活動	地理的位置
コーラル・トライ アングル・イニ シアティブ(CTI)	現在なし	外務省、環 境省、水産 庁、財務省 など	サンゴ礁保全、持 続的漁業、食糧供 給		インドネシア、フ ィリピン、マレー シア、東ティモー ル、PNG、ソロモ ン諸島
JICA クールア ースパートナー シップ	(日本のイ ニシアティ ブ)	外務省、 JICA	気候変動対策(緩 和・適応) (適応 策で考えられる海 洋関連事業;サンゴ 礁保全・マングロー ブ植林・管理、MPA 、沿岸漁業)	適応策とク リーンエネ ルギー開発	クールアースパ ートナーメンバ ー国 (インドネシ ア、フィリピン、 PNG、ソロモン諸 島、
国際サンゴ礁 保全イニシアテ ィブ(ICRI)	あり、国際 イニシアティ ブ	環境省	サンゴ礁生態系の 保全、統合的沿岸 管理	ネットワーク 戦略構築支 援、デー タベース構築	アジア・オセアニ アの海域

2-5 提言

本調査結果より、世界の海洋生物性保全目標の達成へ向けても、CTIへ日本が貢献する意義は大きいことがわかった。政府による新しいイニシアティブやクールアースパートナーシップ、通常の二国間援助を通じて、他国・国際機関・NGOと連携して取り組む多くの機会もCTIには存在している。しかしまた、日本が各国と連携してこれらの活動に取り組む場合には、現状の問題点の認識・解決策も必要となることにも留意すべきだろう。国際目標の達成に他国との連携によって取り組む場合、以下の可能性があげられる:

アジア・太平洋諸島海洋保全への取り組みへ向けたリーダーシップのための省庁間連携

CTIを始めとするイニシアティブへの取り組みには、総合的な海洋生態系からの視点が必要となる上で、省庁間を超えた連携が必要となる。

ICRIやCTIが目指している、WSSD、CBD COP8の勧告に基づく国際的海洋保全目標は、海洋の統合的管理、そして生態系ベースアプローチ(Ecosystem based Approach)、そして予防原則(Precautionary principle)を基本としている。また、海洋保全の実現によって、ミレニアム開発目標(MDGs)達成への貢献、気候変動問題解決への貢献などを包括的に進めていくことも期待されており、これらは、どれもわが国が国際的

に合意・約束している目標である。これらの基本的概念にもとづいて、生態系を総合的に、そして予防的に管理するために、現在ある科学的データにある兆候から将来の持続的を確保しようとする考え方がその根底に置かれている。このような国際的なコンセプト・アプローチに対処するためには、セクター別の取り組みでは、十分な効果を上げることは困難と考えられ、省庁間連携による各セクター間の政策協調および統合、活動の一連化、またそのような体制を前提とする、たとえば、海洋保護区(MPA)の設立と管理の推進のような取り組みが挙げられる。

こと海洋に関する限り、日本では、世界の海域を舞台として歴史的に発展をしてきた漁業を産業として保護し確保しようとする動き、また一方では国連海洋法に従い、国際社会と協調しながらその持続的資源管理と保全を達成する義務に答える動きの双方が、それぞれ異なった手法や概念をもとに同時進行している。国連海洋法、ICRI、CTIなどで勧告されている統合的海洋管理の概念は、2007年の海洋基本法制定においてやっと動きを見せる基盤が出来てきてはいるものの、省庁間の連携による取り組みは、まだこれからの段階にあると思われる。

真の国際環境保全に向けて、まず日本が海洋環境保全において、そして日本の漁業の産業の将来にわたる維持に於いても、統合的かつ国際的なアプローチの必要性が生まれているといえる。ICRI、CTIを始めとするアジア・太平洋諸島海洋保全のリーダーシップにおいて、この基本姿勢を確立してゆくことは、今後ますます増加するであろう国際協調による環境保全の必要性において、また漁業資源を中心とするわが国海洋資源需要の持続・安定的確保の観点からも、必須のものとなると思われる。明確な方針とビジョンに基づき、国際パートナーシップを通じた実質的な生態系管理と保全への協力が可能となることが望ましい。

CTIに代表される、地球規模の海洋資源の減少や気候変動に包括的に対処する取り組みは、統合沿岸管理を促進する行政体制作りにも通じるものであり、特に海洋に置いては省庁間の連携が達成されていない日本にとって、今後の体制を改善してゆくきっかけとなってほしい。おりしも、国際社会の要望から近年発足した海洋基本法では、連続する生態系を一元的に管理するために、海洋管理における省庁間連携の必要性に則り、明確な長期ビジョンに基づく政策のもと各省庁と国際協力機関との連携をふまえた支援が行われることが期待されている。

ADB 内日本拠出予算の明確な政策の下での活用と地球環境問題への貢献に対するわが国のプレゼンス向上

国際的な多国間海洋保全のイニシアティブへの取り組みに向け、まずは国際協力の面において各国と協調し、CTIなど実際の取り組みでの連携において生態系ベースアプローチや総合沿岸管理などの生物多様性保全の観点を取り入れることも重要である。

その意味で、CTI には現在の海洋の生態系管理において必要な手法が網羅されており、わが国には今後の国際社会との地球環境保全面での協調を図る上で、取り入れるべきものの多いイニシアティブと言えるだろう。

この場合はまた、わが国の技術を有効な連携によって活用する以外の経験の少ない分野においては、地域で活動する NGO と連携するなどの手段によって、地域の最も求める形で行うことが重要であろう。

また、わが国は、GEF への主要拠出国のひとつであり、CTI のような多国間イニシアティブへ間接的に貢献する形になっている。ADB へのわが国の出資額は米国と並び一位で、総裁はこれまで全て日本人、予算・人事局長、戦略・政策局長、南アジア局長など主要ポストに日本人がいるなど、ADB への日本の影響力は大きい。これらの背景から、実際には環境分野にも非常に高い財政的援助実績があるにも関わらず、その存在感がそれ相当のプレゼンスを発揮できていない言われてきている。特に、2010 年に CBD 第 10 回締約国会議(COP10)を名古屋でホストすることになっていることから、生物多様性分野における明確な貢献とそれにおけるプレゼンスの向上は、重要な課題であろう。明確な地球環境保全政策の方向付けと共に、今後の地球環境保全への資金支援の中で GEF を如何に活用するか、わが国の二国間援助と如何に連携させるか、また税金を使って行う国際協力に、納税者の理解を得られるような形を掲げることが望ましい。

国際協力事業と NGO の連携による国際合意目標への貢献

既述のとおり、2010 年には名古屋において COP10 が開催され、生物多様性保全に冠する国際的な関心が集まることが予想される。特に、COP10 では、生物多様性保全のポスト 2010 年目標の合意が期待されており、わが国は、CBD 史上でも非常に重要な締約国会議をホストすることになる。米国が締結していない CBD では、日本は最大の拠出国となっており、世界の生物多様性保全に向けたリーダーシップの発揮が国際的に期待される。海洋保全においては、地球レベルの生物多様性保全にとって最も重要であるコーラル・トライアングルの総合的な持続可能な利用と保全に取り組む CTI においても、政府または援助機関を通じた何らかの対応により、国際社会への期待にタイムリーに応えることが期待される。

上記に取り組む際に留意すべきことは、生物多様性分野が非常に専門性を有する分野であること、国境を越えた大局的な視点が必要な一方で、地元コミュニティに密着した草の根的なアプローチが同時に要求されること、既に多くの取り組みがさまざまな形で実施され国際的に好事例が蓄積されている一方でそれらを統合させていく必要があることなどであろう。そして、これらを考慮しながら、国際的海洋保全を推進するにあたっては、NGO セクターとの実質的な連携が不可欠であることである。既に、欧米諸国や国連

機関、世界銀行、ADB などでも、NGO との実質的連携による妥当性、有効性、効率性に優れた取り組みが実施されている。

早い段階での、課題、ニーズ、機会を把握し、対応策を打ち出していくことで、国際海洋生態系保全に積極的にコミットするためのひとつの枠組みとして、既に NGO との連携体制が整備されつつある CTI は、わが国にとっても十分検討する余地がある期待されている。

一方で、調査・研究事業の受け入れ団体である、コンサベーション・インターナショナル・ジャパンは、グローバルレベルでは、CTI のパートナーであり、また GEF、世界銀行、USAID、途上国政府機関などとの連携経験を豊富に有する一方で、日本国内では、日本の NGO が抱える人材キャパシティなどの限界により、わが国政府機関との連携は、これまでのところ限定的である。本調査事業を通じて、海洋保全、特に CTI を通じたわが国政府機関との連携の可能性、方策の方向性が示されたと考えており、今後の CI ジャパンのわが国政府との積極的な連携を期待したい。

参考文献

アジア開発銀行。"ADB and GEF's funding"
<http://ecotech.nies.go.jp/fnews/detail.php?i=803>

アジア開発銀行。"CTI and ADB"
<http://www.coralcoe.org.au/events/ctiworkshop/presentations/14.%20S5%20Development%20partners%20-%20ADB.pdf>

環境省。「海域保護地域をめぐる国際的動向」
http://www.env.go.jp/nature/koen_umi/umi01_2-3.pdf

環境省。「アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク事業」
<http://www.env.go.jp/guide/budget/h21/h21-gaiyo/073.pdf>

在米インドネシア大使館。"Press Release by Indonesian Embassy in US on CTI, January 2008"
<http://www.embassyofindonesia.org/press/docpdf/PressReleaseKunjunganDelegasiDKP.pdf>

地球環境ファシリティー（GEF）。「地球環境ファシリティー（GEF）等の国際環境資金メカニズムへの有効な関与のあり方に関する調査研究報告書」
<http://enviroscope.iges.or.jp/modules/envirolib/upload/1540/attach/0.pdf>

松田裕之。"Draft framework of marine biodiversity" 横浜国立大学松田裕之教授ホームページ
<http://risk.kan.ynu.ac.jp/matsuda>

Conservation International。"The Coral Triangle Initiative on coral reefs, fisheries and food security."

Coral Triangle Initiative (CTI)。"CTI Regional Plan of Action – Manila Draft." Coral Triangle Initiative Oct. 2008

ICRI。"Policy framework and commitments on MPAs." The international Coral Reef marine protected Area Network Meeting/ 4th ICRI East Asia Regional Workshop, 17th-19th November 2008, Tokyo, Japan"

ICRI。ICRI ホームページ
www.icriforum.org

UBC 漁業センター
<http://www.fisheries.ubc.ca/>

WWF ウェブサイト on CTI

<http://www.worldwildlife.org/what/globalmarkets/Climate%20Change/baliconf2.html>

WWF ジャパン。「海洋基本法 新しい海の法律」

www.wwf.or.jp/activity/marine/news/2007/20070608.htm

付属資料

海外調査実施報告書

田村陽子

コンサベーション・インターナショナル ジャパン

調査地： インドネシア、スラウェシ島、マナド

海外渡航期間：2009年1月25日～2月3日

海外調査の目的

本調査は、東南アジア・太平洋の6カ国政府（フィリピン、インドネシア、マレーシア、パプアニューギニア、ソロモン諸島、東ティモール）が、CIを含むNGOや他の支援団体と連合して進める海洋保全イニシアチブ「サンゴ礁、漁業生産、食料問題に寄与するコーラル・トライアングル・イニシアチブ(CTI)」について、日本による支援の重要性と効果的な連携の方法などを分析することで、特に地球規模の生物多様性保全の取り組みへの省庁間連携と国際協力への提案を行うものである。

今回の海外調査では、2009年1月28日～31日までインドネシアのマナドで開催されるCTIの第4回調整委員会に参加し、各ステークホルダーの意向を調査し取り組みの進捗を把握した。これにより、5月のCTIサミットによる同イニシアチブのローンチに先がけ、日本の効果的な援助連携について提言を行う。

（以下、背景と内容の詳細）

- これまで日本は、世界44カ国が参加する国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)のアジア・太平洋地域の先進国として、同地域のサンゴ礁生態系を代表する海洋保全に積極的に関わって来、環境省がその中心となり対応を行ってきた。国際的な要望に対応し、2007年11月の第3回東アジアサミットでは福田総理がアジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業を宣言したが、実質的には環境省によるデータベースの充実などの対応に施策が限られているのが現状で、緊急を要する漁業、生息域破壊、気候変動などによる急激な海洋の生物多様性、生産力の減少などへの対応がない。この国際的な取り組みに対し、地理的にも日本のリーダーシップが求められており、日本においても関連各省庁が分野横断的に重要海域保全への政策を固め、国際協力などを通じた各国との連携により実質的な貢献が行われるよう提案を行う。
- これまでの調査では、ICRIの経緯や日本の取り組み、CTIの動きなどを文献、聞き取り調査などにより把握してきた。その中で、関連省庁との情報共有が今後の連携に向けて重要になることから、調査においてはJICA、各省庁、他のNGOなどと情報共有し、より実行可能な提案を考えたい。
- 海外調査で参加するCTI調整委員会での情報から、CTI調整委員会に参加する各国・機関の要望を認識し、CTI全体に関して当団体(CI)との連携のみならず、他の参加NGO(WWFやTNC等)、地域イニシアチブのニーズに合わせた連携可能性を洗い出し、日本の各関連省庁、国際協力機関へ情報提供するとともに連携への提案を行う。

具体的な調査事項と調査方法

調査事項

- ・ CTI への援助提供国の支援状況とその実施プログラム構造(特に米国、オーストラリア、ADB/GEF による支援)
- ・ CTI 中での CI プロジェクトの状況、今後の動向と連携の可能性

調査方法

- ・ CTI 調整委員会出席
- ・ CI スタッフとのミーティング、聞き取り調査
- ・ その他 CTI 参加 NGO、政府代表、CTI 事務局からの聞き取り調査

会議内容概要

- ・ 今回の会議 (CCC4) では、5月の CTI サミットで発表される、今後 10 年の活動骨子となる地域活動計画 (RPOA) とその主要 Annex 部分について、前回の会議で作成されたドラフトを基に詳細部分が決められた。特に今回は、Annex 部分が議論の対象になっており、これらの内容を承認する今後の閣僚会議 (SOM) 3 と大臣会議 (Ministerial Meeting)、そして CTI サミットの準備について議論された。
- ・ CTI サミットでは、6 カ国全体が総合的に取り組む地域活動計画 (RPOA) のほか、国別活動計画 (NPOA) も各国から発表されることになっている。また、大臣による Ministerial Declaration、国家元首による Leaders Declaration が発表される。イニシアチブは 4 つの柱への貢献が定められている (1、サンゴ礁保全、2、持続的漁業、3、食糧生産確保、4、気候変動適応)。
- ・ RPOA (Annex 以外) の最新ドラフトは 2008 年 10 月に SOM2 で承認されたマニラドラフトが最新であり、5 つの包括的な目標の元での行動が定められている。(目標 1、優先シースケープの設定、目標 2、生態系アプローチの漁業管理への取り入れ、目標 3: 海洋保護区の設置と効果的管理、目標 4: 気候変動適応策の達成、目標 5、絶滅危惧種の危惧順位改善) またこれら目標ごとに、具体的達成目標とそのための活動が著されている。詳細議論は進行中であり、次回の 3 月に PNG で行われる SOM で承認される予定である。この他、添付文書として 1. モニタリング・評価、2. 財源管理・調達、3. 調整メカニズムと実施パートナー、が加えられる。
- ・ 参加した 2 日目の CTI の財源管理と調達のワーキンググループでは、現在発表されている US や GEF などからの資金提供に加えて持続的な財源を調達するため、政府・民間を問わず多様な支援パートナーグループの形成を促進し、革新的な手法による財政管理と調達を行っていくことに参加者が同意した。

CTI 財政管理についての暫定オプション

日本の貢献にとって最も関与する財政構造オプションについて詳しく情報収集を行った。

- ・ CTI の地域レベル、国レベルの活動、事務局の運営方法、新しいドナーの開拓などに対する財政的構造について、財政管理構造・調達メカニズム構築のための正式な話し合いが、今回始めて行われた。

- アメリカ政府による5年間のCTIサポートプログラム(US\$40million)とADB/GEFによるCTIへの投資(US\$73million)をあわせたUS\$100million以上の資金が現在確保されているが、他にもかなりの量の外部、他国からの貢献が短期間のうちに集められそうであることが表明されている。オーストラリア、ニュージーランド、ドイツ、日本、ヨーロッパ委員会、オランダなどECの二国間協力パートナーなどが潜在的興味を示している国とされている。これらを合計すればCTIへの投資はUS\$ 500 millionを超えることが予想されている。(ドラフトペーパーに記述)
- ワーキンググループではCTIの包括的目標とその下位にある達成目標が多岐分野に及ぶこと、また多彩な政府・民間・NGOを含む実行パートナーを想定した複雑かつ革新的な構造となることをふまえ、従来の財政管理手法では効果的な目標達成のため十分でなく、透明性、効率性、パートナーシップ、持続的財政管理に重点を置いた協同的で革新的な組織体系による財政リソース導入のアプローチを取り入れることに同意した。
- 広範囲な開発パートナーの積極的な参加を募るため、主要なCTIイベントへの参加機会の創出、効果的な宣伝とアウトリーチ、開発パートナーとメンバー国間の対話促進、大臣会合(CTICOM)に併設した開発パートナーやCEOとのハイレベル・コンサルテーション機会の設定などのアプローチが提案された。
- いくつかの財源を協同で管理する地域ベースの財源プールや、地域ごとのトラストファンド、生態系サービスへの支払いシステム(PES)コンセプトの導入、民間セクターの共通管理イニシアチブや代替生計手段創生のためのファンドなどが、革新的なファンド管理例として選択肢に挙げられた。またCTIの目標別、地域別、アプローチ別(テクノロジーや科学研究、キャパシティビルディング、政策分析と改革、持続的生活手段、食糧問題、情報管理など)によっても、投資される機会があることが指摘された。
- 現在調整中のRPOAに加え、NPOAが発表されるCTIサミットの後は、各開発パートナーへ具体的なコンサルテーションを行い、貢献を促進させる方針。

外部からの貢献に対する、投資オプションのブレインストーミング

外部からCTIへ国際協力・気候変動支援、CSRなどを通じて貢献される資金の投資形態について、次のような形があることが確認された。

- CTIメンバー国政府の特別アカウントへの財政支援 (ADB, GEF, 世銀など多国間協力機関がよく行う)
- 経験豊富なNGO(連合)が外部資金を代替管理(USAID) シースケープなどテーマごとの協力支援を管理するときにも有効)
- コンサルティング会社や技術協力機関(GTZ, JICAなど)を通じた支援先の直接管理
- 国家、また副次的国家のトラストファンド 官・民など多様な支援先からのファンドをプーリング
- 地域トラストファンド (例:CTI)CTIの中でも、MPA地域ネットワークなどのテーマに沿うことも可。

現在の CTI における日本への関心について

- ✓ 日本には、支援形式 / 枠組みを問わず気候変動や貧困対策、持続的沿岸管理、科学技術提供 & モニタリングなど様々な側面での支援を期待できるなどの声が会議を通じたディスカッションの中で聞かれた。
- ✓ JICA を通じては LGU のキャパシティビルディング、PES への支援に期待の声があった。

注：Seascape は、CI が始めた単語ではあるが、“Landscape”に対する語として一般的普及を目指しており、各国における Seascape の取り組みが CTI 達成目標にも定められている。

考察

- 日本は CTI に対し地理的にも近く、社会経済的にも密接な関連を有している。昨今の地球規模の環境問題に対して、世界で最も海洋生産力の高い海域で 6 カ国が合意して行う持続的な海洋資源管理のための取り組みは、地球規模で見ても重要なものであり、その重要性の認識は国際社会の中でますます否定できなくなると考えられる。米国とオーストラリアに続きドイツやフランスなどの他国からの関心も高まっていること、多様なパートナーを巻き込む大規模なスケールで計画されていること、10 年単位の活動計画のもと長期的な取り組みであることを踏まえると、関連を持つ先進国として早い段階での把握と対応が求められる。長期的な視点の上、日本としてどのように関わるべきかを慎重に、積極的に判断することが必要である。
- CTI の特徴として、多様なステークホルダーを抱え持つ非常に革新的なアプローチを前提としているものであることから、従来の方式にとらわれない柔軟なアプローチが望まれている。
- 海洋資源について日本は漁業国、また世界最大の漁業資源輸入国として国際的にセンシティブな問題も含まれてくるが、世界規模の資源枯渇による経済影響を見据え、国連海洋法や地域漁業委員会の定める権利は守りつつ、漁業国・消費国としても責任ある対応をとることが求められるといえる。CTI は第一原則としてメンバー国を始めとする人口の人間の福祉への貢献が最大の目標であるため、気候変動適応や科学技術による貢献、キャパシティビルディングなど可能な貢献的を早いうちに絞った上で、日本も各国の納得の行く対応をすることが必要なのではないだろうか。

(参考)

- インドネシアは今回の CCC4 において EAFM (Ecosystem Approach for Fisheries management) に特にふれ、高度回遊性魚類が CTI 内を主な産卵・育成地としていることについて、海洋保全措置が不公平・不適切な重荷を CT6 へ与えるものでなく、公平な環境負担責任のための PES を取り入れるなど、CTI 地域外も含めた 2 国間、多国間、地域間内の合意の下に行われる事を求めた。
- また、インドネシアでは CTI Tuna Forum が、RFMO (Regional Fisheries Management Organization) と重複せず、地域全体のキャパシティビルディング、

知識移転、外部からの資金投入などを促進する機能をもつよう発展する事を期待すると発言した。

海外調査の研究業務への活かし方

今回の調査により、海外のマルチステークホルダーによる総合的海洋生物多様性保全への取り組みとなる CTI の、他国に関する期待、アプローチの方法などがわかってきた。今後は、日本国内の海洋生物多様性保全への現在あるチャンネルと、今後あるべき形態について情報収集・分析し、日本が現在ある世界規模の環境危機に対し取るべき対策の中で、実行可能なオプションを探っていく。

写真 CTI 4th Coordination Committee Meeting

